

## 与党の平成15年度税制改正大綱

**Q** : 今年度の税制改正大綱が発表されたようですが、その内容を教えてください。

**A** : 先月公表された与党の税制改正大綱には、次のような内容が盛り込まれています。

### (1) 相続税・贈与税

平成15年1月1日以後の相続・贈与について、相続時精算課税制度を導入するとともに、最高税率を50%に引き下げる。

### (2) 消費税

平成16年4月1日以後に開始する課税期間から、免税事業者の要件を1千万円（現行3千万円）以下とし、簡易課税制度の適用要件を5千万円（現行2億円）以下とする。

### (3) 個人所得課税

平成16年分から、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。

上場株式等を平成15年1月1日から5年間に譲渡した場合の源泉徴収税率は国税7%+地方税3%とする。平成15年4月1日から5年間に支払を受ける上場株式等の配当等の源泉徴収税率は国税7%+地方税3%（平成15年12月31日までは国税10%）とする。

### (4) 法人課税

資本金1億円以下の中小法人の交際費等の損金算入限度額を400万円×90%とする。

中小企業者等が平成15年4月1日～18年3月31日に取得した30万円（現行10万円）未満の減価償却資産の全額損金算入を認める。

法人事業税の外形標準課税は資本金1億円以上の法人に限って導入する。

